

## 結城市生きがいふれあいセンターの利用に関するガイドライン

令和2年10月1日（令和3年2月22日修正）

結城市保健福祉部介護福祉課

結城市生きがいふれあいセンターの利用にあたっては、クラスターが発生する『3密（密閉・密集・密接）』を防止するため、必ず以下の事項を守ってご利用ください。

### 1. 使用時間について

午前9時から午後5時まで

※当面の間、夜間(午後5時～午後8時)の貸し出しは行いません。

### 2. 使用可能とする部屋及び使用可能人数

- |        |                        |   |       |
|--------|------------------------|---|-------|
| ①大広間   | 使用可能人数： <del>20人</del> | → | 35人まで |
| ②和室A   | 使用可能人数： <del>4人</del>  | → | 6人まで  |
| ③和室B   | 使用可能人数： <del>4人</del>  | → | 6人まで  |
| ④和室C   | 使用可能人数： <del>4人</del>  | → | 6人まで  |
| ⑤和室D   | 使用可能人数： <del>4人</del>  | → | 6人まで  |
| ⑥娯楽室   | 使用可能人数： <del>8人</del>  | → | 12人まで |
| ⑦和室A・B | 使用可能人数： <del>8人</del>  | → | 14人まで |
| ⑧和室C・D | 使用可能人数： <del>8人</del>  | → | 14人まで |

### 3. 使用禁止とする部屋

調理室

### 4. 利用の見合わせ

利用前には必ず検温し、以下の事項に該当する方は、利用を見合わせてください。

- ①体調がよくない場合（発熱、風邪、喉の痛みなどの症状がある場合）。
- ②同居家族や身近な知人に、感染が疑われる方がいる場合。
- ③過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への渡航又は、当該在住者との濃厚接触がある場合

5. 守っていただく事項

- ①施設を利用するごとに、利用者名簿を提出してください。
- ②必ずマスクを着用してください。
- ③こまめな手洗いとアルコール消毒による手指消毒をお願いします。
- ④密な状態にならないよう、他の利用者と十分な距離を確保してください。
- ⑤大きな声での発声、歌唱や声援又は、近接した距離での会話等は避けてください。
- ⑥ご利用中は必ずエアコンにより居室の温度を保ちながら常時、部屋の窓を開け、換気をしてください。
- ⑦使用した備品の消毒にご協力ください。
- ⑧各自ハンカチやタオルを持参してください。
- ⑨その他、各施設の管理者の指示に従ってください。

●利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発生した場合は、施設管理者まで、速やかに濃厚接触者の有無を報告してください。

施設管理者

結城市介護福祉課 電話番号：45-6672